

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
ものづくり 自動車産業 振興室	自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助、北上川バレーDX推進・高度人材確保促進事業費補助、ヘルステック等製品化促進事業費補助、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助	ものづくり 自動車産業 振興室	自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助、北上川バレーDX推進・高度人材確保促進事業費補助、ヘルステック等製品化促進事業費補助、 <u>半導体関連人材育成施設整備費補助</u> 、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			